

八尾市立病院維持管理・運営事業（第 2 期） 審査基準書

平成 30 年 6 月 6 日（修正版）

八 尾 市

目 次

第 1. 本書の位置づけ.....	1
第 2. 審査の基本的考え方	1
1 審査の方針	1
2 審査における区分.....	2
第 3. 事業者選定の手順	3
第 4. 審査の方法	4
1 参加資格審査.....	4
2 提案価格の確認.....	4
3 基礎審査	4
4 加點審査	4
第 5 優先交渉権者の選定.....	6

第 1. 本書の位置づけ

本審査基準書は、八尾市（以下「市」という。）が「八尾市立病院維持管理・運営事業（第 2 期）」（以下「本事業」という。）を実施する事業者を募集及び選定を行うにあたり、応募者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価及び選定するための方法及び評価基準等を示したものであり、募集要項と一体のものである。

第 2. 審査の基本的考え方

1 審査の方針

本事業の事業者の選定にあたっては、競争性のある随意契約である「公募型プロポーザル方式」にて行う。事業者選定のための審査は、市が設置した八尾市立病院 PFI 事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）により本審査基準書に従い行う。

本事業は、PFI を導入し、八尾市立病院の維持管理及び運営業務を 15 年間にわたり一括して委託することにより、市の定めた基本理念・基本方針に資するサービスの提供を期待するものである。

審査においては、基礎審査で市の要求するサービス水準との適合性等について判断するとともに、加点審査として、維持管理業務や運営業務における遂行能力や事業計画の妥当性等の「PFI 事業計画」に関する評価に加え、八尾市立病院における PFI 導入の目的である「医療サービスの向上」「患者サービスの向上」「コストの縮減」の観点から加点要件を定め、応募者からの提案内容を審査する。

なお、市は、審査委員会の評価結果を踏まえ、優先交渉権者を選定する。

表1 八尾市立病院の基本方針と審査における区分との関係

八尾市立病院の基本方針	審査における区分
1. 医療安全を重視し、医療ニーズに対応した高度医療・急性期医療を充実させます。	(2) 医療サービスの向上
2. 地域の医療機関との連携の強化と、保健・福祉分野との役割分担により、地域完結型の医療を確立します。	(1) PFI 事業計画 (2) 医療サービスの向上 (3) 患者サービスの向上
3. 救急医療、小児・周産期医療、災害医療などの政策医療を確保します。	(1) PFI 事業計画 (2) 医療サービスの向上
4. 患者の意思と権利を尊重し、市民に信頼される病院をめざします。	(3) 患者サービスの向上
5. 良心に基づく運営と公民協働による健全経営の維持により、職員が誇れる病院を追求します。	(1) PFI 事業計画 (4) コストの縮減
6. 医療従事者の教育・研修の充実により、医療水準の向上に努めます。	(2) 医療サービスの向上

2 審査における区分

(1) PFI 事業計画

PFI 事業者は、事業契約に定められる業務を確実に実施し、八尾市立病院の医療周辺サービスを 15 年間の長期間にわたり、安定的に提供することが求められる。

よって、応募者の維持管理業務や運營業務における遂行能力や事業収支計画の妥当性、資金計画の確実性、リスク負担能力等の事業の安定性の確保、事業開始・事業終了時の対応、地域貢献等の観点から、事業計画の提案を評価する。

(2) 医療サービスの向上

PFI 事業者が適切に医療周辺サービスを提供することにより、「医療の質の向上」や「医療環境の向上」など、病院の提供する医療サービスの品質を向上させるような提案を評価する。

また、PFI 事業者の支援により、医療者が医療業務に専念できる環境整備を進めることにより、より多くの市民に医療サービスを提供できるような提案を評価する。

(3) 患者サービスの向上

民間事業者の顧客本位の経営・運営ノウハウを活用し、「患者の利便性の向上」、「施設の利用しやすさ・機能の向上」、「病院情報へのアクセスの改善」などの患者サービスの向上に資する提案を評価する。

また、民間事業者が独立採算等により実施する利便施設運營業務や付加サービスの提供に関しても、患者のニーズに沿った、患者サービスの向上に資する提案を評価する。

(4) コストの縮減

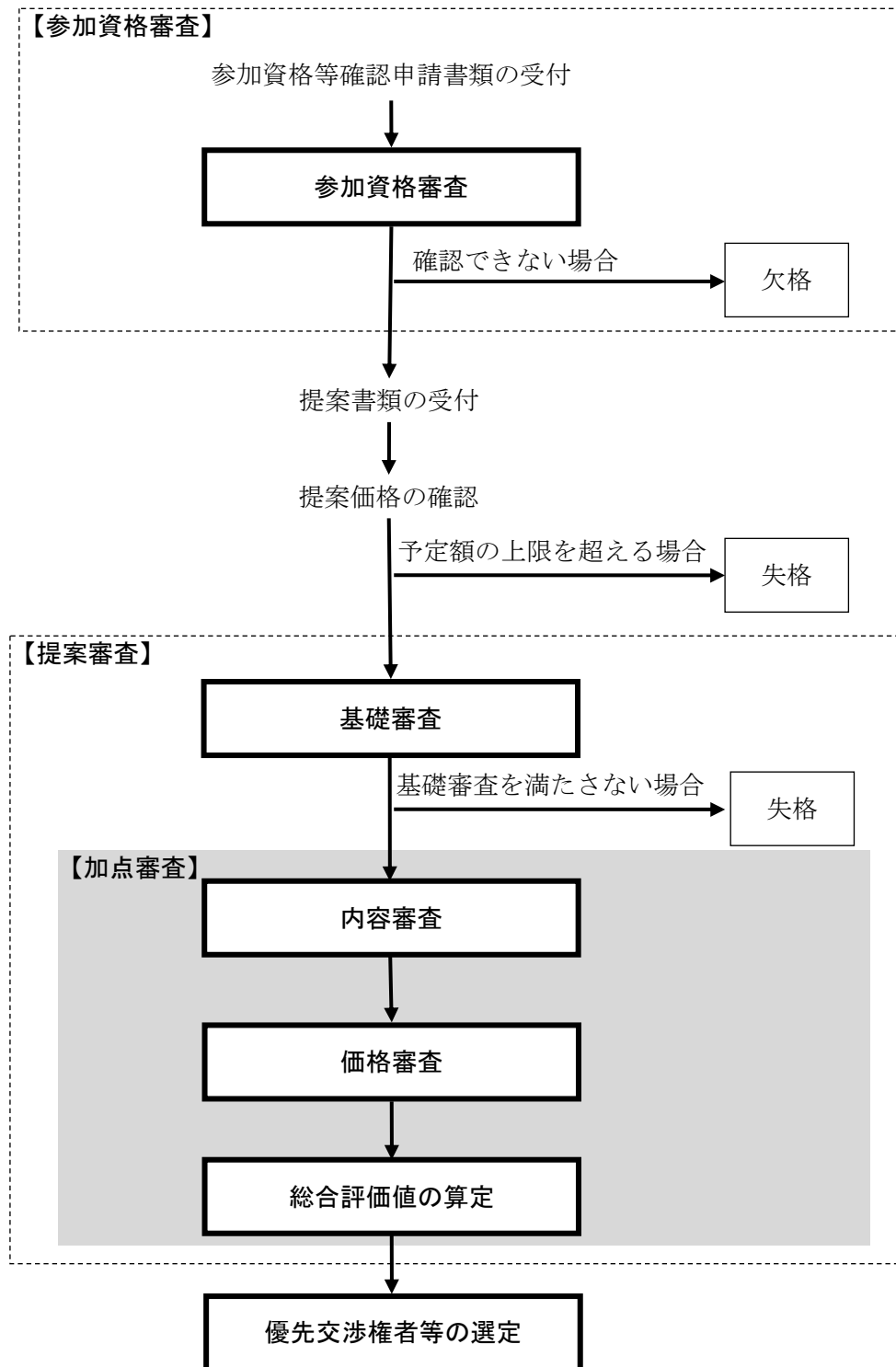
民間事業者のノウハウを病院運営に活用することによる全体的な PFI 事業の業務に係る「コストの縮減」、すなわち積極的な維持管理・運営に関する各業務のコストの縮減を評価する。

特に、維持管理・運営に関するコストの大きな割合を占める建物・設備の大規模修繕等を含むファシリティ・エネルギーマネジメント、医療機器、医薬品や診療材料等の購入に係る調達コストの縮減については、積極的な取組みにより病院経営に貢献するような提案を評価する。

さらに、ベンチマーク分析の積極的な活用や効果的な経営情報の分析など、民間病院等で実施されている経営効率化、ノウハウを病院の経営に活用するような提案を評価する。

第3. 事業者選定の手順

本事業における事業者の選定は、下記の手順で実施する。



第4. 審査の方法

1 参加資格審査

市は、資格審査申請書から、募集要項に記載した応募者が備えるべき参加資格要件について確認し、確認の結果を代表企業に対し通知する。確認できない場合は欠格とする。

2 提案価格の確認

市は、提案書類の受付後、提案価格書に記載された提案価格の合計が、募集要項「第4. 5. 提案価格の上限」の表に示す合計の額（95,222,472,000 円）の範囲内であることを確認し、その価格を超える場合は提案は無効となり、当該応募者は失格とする。

3 基礎審査

審査委員会は、提案書に記載された内容が、表2に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。応募者の提案内容が基礎審査項目を満たさない場合は、当該応募者を失格とする。

提案書に記載された内容から確認する基礎審査項目は、次のとおりである。

表2 基礎審査における確認事項

内容
提案書が過不足なく提出されていること
業務要求水準書の業務要求水準が遵守されていること
募集要項及び様式集に示す提案書の作成に関する条件について違反の無いこと
提案内容に信頼性があること（実績等による裏付け、見積りの根拠の明確さ 等）

4 加点審査

(1) 加点審査の審査項目及び配点

基礎審査を通過した者の提案書類に対して、加点審査を行う。加点審査の審査項目及び配点は表3に示すとおりとするが、市が本事業に対して民間事業者の創意工夫の導出を期待する度合いを勘案して設定したものであり、配点はその重みを示している。詳細は別紙に示す。

表 3 加点審査の審査項目と配点

審査項目		配点
内容点	1. PFI 事業計画に関する事項	120 点
	2. 医療サービス向上に関する事項	120 点
	3. 患者サービス向上に関する事項	120 点
	4. コストの縮減に関する事項	200 点
	5. その他	40 点
計		600 点
価格点 計		400 点
合計		1000 点

(2) 内容審査

提案価格以外の提案内容の審査においては、審査項目ごとに審査を行い、表 4 に示す 4 段階評価による得点化方法により得点を付与する。得点化の際は、小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位までを求める。

表 4 内容審査項目の得点化方法

判断基準	評価	得点化方法
当該評価項目において特に優れた提案がある	A	配点×1.0
当該評価項目において優れた提案がある	B	配点×0.6
当該評価項目においてやや優れた提案がある	C	配点×0.3
当該評価項目において業務要求水準を上回る提案がない	D	配点×0.0

(3) 価格審査

提案価格の得点については、内容審査後に、タイプ A・B の総額により行う。応募者中、タイプ A・B の総額が最低である者を 1 位とし、配点の満点である 400 点を付与する。

他の応募者の得点は、1 位の価格（最低提案価格）との比率により算出する。得点化の際は、小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位までを求める。

ただし、タイプ A・B の総額が 26,114,040,000 円を上回る場合は、得点に 0.8 を乗ずる。

(算定式)

$$\text{価格点} = \frac{\text{最低提案価格（タイプ A・B の総額）}}{\text{提案価格（タイプ A・B の総額）}} \times 400 \text{ 点} \times K$$

K: 1 (タイプ A・B の総額が 26,114,040,000 円以下の場合)

K: 0.8 (タイプ A・B の総額が 26,114,040,000 円を上回る場合)

(4) 総合評価値の算定

内容点と価格点の合計である総合評価値を算定する。総合評価値の得点化の際は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを求める。

第5 優先交渉権者の選定

市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、応募者の得点及び順位を決定し、第1位の応募者を優先交渉権者として選定する。また、第2位の応募者を次点交渉権者とする。

ただし、総合評価値が最も高い提案が2以上ある場合は、価格点が高い提案を優先交渉権者とする。総合評価値が最も高い提案が2以上あり、かつ、価格点が高い提案が2以上ある場合は、当該提案者によるくじ引きにより優先交渉権者を選定する。

別紙 加査審査における評価項目と評価ポイント

評価項目		評価ポイント（要求水準以上の提案を評価）	配点
1. PFI 事業計画に関する事項	（１）本事業全体の実施方針及び事業の特性に対する基本理解	・ 病院の基本理念、基本方針等を理解し、本事業の特性を踏まえた実施方針について、優れた提案がなされているか。	25 点
	（２）事業の実施体制	・ 豊富な実績に基づき、確実な業務履行を行うことが可能な事業実施体制が構築されているか。 ・ 個別業務間の連携や病院との協働が実施しやすい体制上の工夫について優れた提案がなされているか。 ・ 業務実施担当企業変更等の万一の際に備えたバックアップ体制や変更プロセスについて、確実な業務遂行を行うための優れた提案がなされているか。	25 点
	（３）事業の安定性の確保	・ 事業収支計画の考え方の妥当性について優れた提案がなされているか。 ・ 資金調達の考え方の妥当性について優れた提案がなされているか。 ・ 本事業のリスクとその対応策について優れた提案がなされているか。 ・ 人材の長期間の継続雇用に関する具体的な提案がなされているか。	25 点
	（４）事業開始時・事業終了時の対応	・ 円滑な事業開始時の引継ぎ・事業終了時の引渡しについて、病院に配慮した優れた提案がなされているか。 ・ 第 1 期事業者及び本事業終了後の次期事業者に配慮した計画について、優れた提案がなされているか。	20 点
	（５）地域貢献	・ 地域包括ケアシステムの構築等の地域医療への貢献方策について、本地域の特性を踏まえた具体的な提案がなされているか。 ・ 地域医療構想（ビジョン）、地域の医療ニーズ及び医療環境等の将来変化を踏まえた、PFI 事業者として対応可能な事項について優れた提案がなされているか。 ・ 業務の実施にあたって、地域経済への寄与について、具体的な提案がなされているか。	25 点
	計		120 点
2. 医療サービス向上に関する事項	（１）適切な医療サービス提供への支援	・ PFI 事業者による医療周辺サービスを確実に提供し、サービス水準を維持するための人員体制について優れた提案がなされているか。 ・ PDCA サイクル、セルフモニタリング等のミスの防止策及び具体的な業務改善プロセスについて優れた提案がなされているか。 ・ 確実な滅菌業務の実施や安全な医薬品の提供に資する事項等、安全な医療への支援について優れた提案がなされているか。	30 点
	（２）医療の質の向上に向けた支援	・ QI や診療情報等の各種指標の分析に基づき、効果的・継続的な病院への提案がなされる仕組みについて優れた提案がなされているか。 ・ 治療に関する最新情報の提供等、医療の質の向上に資する事項について優れた提案がなされているか。 ・ 地域医療連携システム等の運営の改善・拡大に向けた取り組みについて優れた提案がなされているか。	30 点

評価項目		評価ポイント（要求水準以上の提案を評価）	配点
2. 医療サービス向上に関する事項	(3) 医療サービスの量の向上に向けた支援	・ 地域医療連携室を通じた広報活動等、病床利用率を高水準に保つための運用支援について優れた提案がなされているか。 ・ 手術件数の増加対応への支援について優れた提案がなされているか。 ・ 医療機器の利用率向上に資する、優れた提案がなされているか。	30 点
	(4) 医療環境の向上に向けた支援	・ 医療従事者にとって魅力的な職場環境づくりへの支援について優れた提案がなされているか。 ・ 病院職員の医療行為への専念度合い向上の支援について優れた提案がなされているか。	30 点
	計		120 点
3. 患者サービス向上に関する事項	(1) 病院施設の利用しやすさ・機能の向上	・ 他業務とも連携した、受付・電話の待ち時間削減及び待ち時間の負担軽減や、多様な来院者に対する円滑な受付等について優れた提案がなされているか。 ・ 利用者の利便性や業務効率性等を総合的に勘案した、病院施設、設備、什器等の性能・機能の向上のための改善提案について、優れた提案がなされているか。	30 点
	(2) 病院情報へのアクセスの改善	・ 病院の医療サービスを必要としている患者に、適切な病院情報が到達するような、広報・マーケティング活動の充実について優れた提案がなされているか。 ・ 地域の医療機関と連携し、紹介患者を積極的に受け入れる仕組みづくりについて優れた提案がなされているか。	30 点
	(3) 入院患者が快適に過ごせる付加サービスの提供	・ 患者のニーズに沿った、適切な患者への付加サービスについて優れた提案がなされているか。 ・ 患者のニーズや他病院の動向・変化を把握し、定期的に付加サービスを見直す方法について優れた提案がなされているか。 ・ コンサート・イベントの開催等、患者の楽しみ・憩いの場の提供について優れた提案がなされているか。	30 点
	(4) 良質かつ安定した利便施設運営業務の実施	・ 患者及び病院職員等の利用者のニーズを把握・反映したサービスの提供と安定的で確実な実施について優れた提案がなされているか。	30 点
	計		120 点
4. コストの縮減に関する事項	(1) 経営支援	・ 病院の現状を踏まえて、病院の経営改善につながるような、実効性のある提案がなされているか。 ・ 病院運営・経営に係る改善提案を行うための実行体制とプロセスについて優れた提案がなされているか。 ・ 病院内及び先進事例等の積極的な情報収集・分析を行うために、診療情報管理室の機能向上策について優れた提案がなされているか。 ・ 病院収益の向上に向けた、効果的な診療報酬の増収等に関する提案及び要件整備に向けた各種調整のプロセスについて優れた提案がなされているか。	50 点

評価項目		評価ポイント（要求水準以上の提案を評価）	配点
4．コストの削減に関する事項	（２）改善提案	・ 現段階の、有効かつ具体的な改善提案がなされているか。 ・ 本事業及び病院全体について、有効かつ確実に実施可能な改善提案が定期的に出されるようなプロセスについて優れた提案がなされているか。 ・ 各業務を担当する企業に対して病院としてのサービス向上に資する提案を促し、また、円滑にとりまとめを行うためのプロセスについて優れた提案がなされているか。	50 点
	（３）医薬品、診療材料、医療機器類等の調達コストの削減	・ ベンチマーク分析が対象とする品目、第三者性の確保、情報源の豊富さ、精緻さ等の観点から、適切性について優れた提案がなされているか。 ・ ベンチマーク分析結果を用いた、医薬品・診療材料・医療機器類の調達額の削減のプロセス、実効性について優れた提案がなされているか。	50 点
	（４）ファシリティ・エネルギーマネジメント	・ 本施設の設計やこれまでの修繕履歴を踏まえた、本事業終了後も含めた建物・設備のライフサイクルを見据えた修繕・更新計画及びその方針について優れた提案がなされているか。 ・ 病院の予算措置手続きやモニタリングに配慮した、修繕・更新計画の具体的な見直し及び病院への報告プロセスについて優れた提案がなされているか。 ・ 大規模修繕の発注にあたって、コストの削減、競争性の確保等が確実に確保できる具体的な発注プロセス・方法について優れた提案がなされているか。 ・ 安全な医療サービスの提供に十分に配慮がなされた大規模修繕の方法について優れた提案がなされているか。 ・ 病院全体のエネルギー使用量の低減に資する具体的なエネルギーマネジメントシステムの優れた提案がなされているか。	50 点
		計	200 点
5．その他	（１）各業務の提案事項	・ その他、各業務の実施計画において、優れた提案がなされているか。	40 点
内容点 計			600 点
価格点 計			400 点
合計			1000 点